

### 吹田市立古江台小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして吹田市教育委員会が策定した「吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づいてお知らせいたします。保護者が、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、保護者の責任のもと、登下校時に子供に携帯電話を持たせたい場合は、同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。なお、**同意確認書の有効期間は年度末まで**とします。

キリトリ線

年 月 日

吹田市立古江台小学校 宛て

### 令和8年度 吹田市立古江台小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

吹田市教育委員会が策定した「吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」の主旨を理解し、次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子供に携帯電話を所持させたいので提出します。

同意確認事項を読み、同意・確認できる項目にチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	児童生徒 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内では学校が指定する方法で電源を切ってかばんの中に入れ、先生の指示があるとき以外は携帯電話をしません。登下校中及び校内での携帯電話による様々なトラブル・いじめについては、保護者の責任とします。		
3	携帯電話の所持について学校のルールなどが守れない場合、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限するなどの学校の指導に従います。		
4	在校時、災害時などの緊急時以外で、保護者から子供の携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定するなど、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害などがあつた場合、相談窓口や関係機関に相談します。		
9	登下校中及び校内での携帯電話の破損・紛失・盗難・個人情報の漏えいなどについては、保護者の責任とします。		

\_\_\_年\_\_\_組\_\_\_番

児童名\_\_\_\_\_

保護者名\_\_\_\_\_ 印